

# 新現役ネット技術総合支援グループ規約

## 第1章 総則

(名称及び性格)

第1条 本グループは新現役ネット技術総合支援グループと称し、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）新現役ネットの下部組織として活動を行う。

(事務所)

第2条 本グループは事務所をNPO法人新現役ネット事務局内におく。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本グループは研究・技術開発およびマネジメントに携わった経験豊富な中高年者で組織し、業種間、世代間の垣根を超え、技術者の啓発活動を行い、かつ個人、企業、公的機関等からの要請に応じて技術開発及び技術教育等に関する総合支援を行うとともに、本グループからも技術開発テーマの提案を行うことにより、社会に貢献することを目的とする。

(活動及び事業)

第4条 本グループは、第3条の目的を達成するため、以下の活動及び事業を行う。

- (1) 公開フォーラムの開催
  - (2) 技術分野ごとの研修会の開催
  - (3) 総合的な技術支援事業
  - (4) 本グループ独自の研究開発テーマの設定と、その評価検討
2. 前各号に掲げるものの他、本グループの目的を達成するために必要な活動及び事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本グループの会員は正会員と賛助会員とする。

2. 正会員は本グループの目的に賛同し、入会手続きを終了した個人とする。
3. 賛助会員は本グループの目的、活動及び事業を賛助する団体とする。

(入会)

第6条 本グループに正会員として入会を希望する者はNPO法人新現役ネットの会員あるいはメンバーでなければならない。

2. 本グループに正会員として入会するには所定の会員登録フォームに必要事項を記入し、これを提出し、年会費を納入しなければならない。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、本グループは当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 本グループの名誉を傷つけ、又は本グループの運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき

## 第4章 役員

### (役員の種類)

第8条 本グループに以下の役員をおく。

- (1) 運営委員 3名以上30名以内
  - (2) 監査人 2名
  - (3) 諮問委員 3名以上20名以内
2. 前各号に掲げる役員をもって民法上の社員とする。
  3. 運営委員のうち、1名を代表、2名を副代表とする。

### (役員を選任)

第9条 運営委員は以下のいずれかの方法で選任される。

- (1) 全運営委員の新規選出あるいは改選の際は、会員を対象にした公募  
ただし、応募者が定数を越えた場合は、公募に応じた会員による互選
  - (2) NPO法人新現役ネット理事長による2名以内に限る任命
  - (3) 前各号に掲げる方法により選任された運営委員による推薦と運営委員全員による承認
2. 代表は運営委員の互選によって定める。
  3. 副代表は代表が任命する。
  4. 監査人は運営委員会が正会員の中から選出する。
  5. 諮問委員は過半数の運営委員による推薦に基づき、代表が委任する。

### (職務)

第10条 代表は本グループを代表し、業務を統括する。

2. 副代表は代表を補佐し、必要に応じて代表の職務を代行する。
3. 監査人は本グループの活動と財務状況を監査し、本規約に著しく違反する事実を発見した場合には、総会に報告する。
4. 諮問委員は代表の求めに応じて、本グループの運営について意見を述べる。

### (任期)

第11条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 会議

### (種別)

第12条 本グループの会議は総会と運営委員会とする。

2. 総会は通常総会と臨時総会とする。

### (開催)

第13条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 運営委員会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の3分の1以上の請求があった時
  - (3) 第10条第3項の規定により、監査人から召集があったとき
3. 運営委員会は代表が必要と認めたとき開催する。

### (構成)

第14条 総会は正会員をもって構成する。

2. 運営委員会は運営委員および代表が指名するものによって構成される。

(機能)

第15条 総会は次の事項を定める。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他重要な事項

2. 運営委員会は総会が議決した事項の遂行に関する事項を定める。

(定足数)

第16条 総会は社員の3分の1以上の出席がなければならない。

(議決)

第17条 総会の議事は社員の過半数をもって決する。

2. 総会に出席できない社員は表決を代表に委任することができる。
3. 前項の規定により表決を委任した社員は総会に出席したものとみなす。

## 第6章 資産及び会計

(資産及び会計)

第18条 本グループの資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費収入
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他

2. 本グループの事業遂行に必要な経費はこれら資産をもって支弁する。

3. 本グループの資産の管理はNPO法人新現役ネットの定めによる。

(事業年度)

第19条 本グループの事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

## 第7章 規約の変更ならびに解散

(規約の改定等)

第20条 本規約を変更しようとするときは、運営委員会の承認を経、NPO法人新現役ネット理事長の承認を得なければならない。

(解散)

第21条 本グループを解散するには、運営委員会の承認を経、NPO法人新現役ネット理事長の承認を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第22条 本グループの解散に伴う残余財産はNPO法人新現役ネットに帰属させる。

## 第8章 会員の個人情報の取扱い

(定義)

第22条 会員の個人情報とは、会員個人に関する情報であつて、氏名、性別、生年月日等の会員個人を識別する情報、並びに身体、財産、職種、肩書等の会員個人の属性情報等を指す。

(利用目的の限定)

第23条 会員の個人情報は、会員同士の相互連絡等、本グループの円滑な運営に資する目的に限定して利用する。

(第三者提供の制限)

第24条 会員の個人情報は、予め本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。但し、法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合を除く。

### 附 則

(施行日)

1. 本規約の施行日は次のとおりとする。

平成14年4月23日 施行

平成14年6月30日 改定

平成15年3月17日 改定

平成17年2月22日 改定

平成17年4月14日 改定

平成20年4月15日 改定